

沢田氏を刑事告訴

政活費搾取容疑で市議ら

7/14
埼玉新聞
正受給問題を巡る議員辞職した沢田力氏(49)に対し、さいたま市の川村準市議(29)が「無所属」ながら13日、虚偽公文書作成・同行使、私文書偽造・同行使、詐欺の容疑での告発

政務活動費(政活費)の不正受給問題を巡る議員辞職した沢田力氏(49)に対し、さいたま市の川村準市議(29)は「無所属」ながら13日、虚偽公文書作成・同行使、私文書偽造・同行使、詐欺の容疑での告発

状を浦和署に提出した。告発状によると、沢田氏は2011年12月から昨年3月までの間、自身の政治活動を報告するちらしの投かん費用をさいたま市のPR会社に支払ったとする架空の領収書を

12日に議員辞職した。政活費額を「白紙の領収書に自分で(金額を)書いた」と偽造を認め、

13日、県庁で会見した川村市議は「過失による単純ミスではなく、複数年度にまたがっているので、ほぼ100%意図的。(政活費は)返金さ

提出し、政活費計約545万円を不正受給したとされる。沢田氏は自民県議団の調査に「白紙の領収書に自分で(金額を)書いた」と偽造を認め、

12日に議員辞職した。政活費額を「白紙の領収書に自分で(金額を)書いた」と偽造を認め、

13日、県庁で会見した川村市議は「過失による単純ミスではなく、複数年度にまたがっているので、ほぼ100%意図的。(政活費は)返金さ

れたが、刑事的制裁もしつかり受けた。されないと、県議会の信頼回復につながらない」と述べた。

狭山市の市民オンブズマンも13日、沢田氏に対する詐欺などの容疑での告発状をきいたま地検に送付したことを明らかにした。(橋本浩佑)

沢田元県議への詐欺告訴を受理

政活費の不正受給

元自民県議の沢田力氏(49)の政務活動費(政活費)の不正受給問題で、浦和署がさいたま市の川村準市議(29)が「無所属」ながら提出された沢田氏が政活費計約545万円を不正受給したとする詐欺容疑などの告発状を受理したことが18日、分かった。川村氏が明らかにした。

7/19

埼玉新聞